

## 医療法人社団 新生会 一般事業主行動計画

計画策定日：令和 7 年 3 月 31 日

職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、企業として社会に貢献できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：男性職員が育児休業を取得する。

<対策>

- ・ 令和 7 年 4 月～6 月（以降毎年 4 月～6 月）  
…男性でも育児休業を取得することができることを周知する。
- ・ 都度…対象となる職員に個別に制度を説明して取得を促すと共に所属部署の所属長にも説明して取得への理解を求める。

目標 2：全職員が年次有給休暇およびリフレッシュ有給休暇の 70%以上を取得する。

<対策>

- ・ 令和 7 年 4 月～6 月（以降毎年 4 月～6 月）  
…部署内の勤務を調整して、年 5 日付与されるリフレッシュ有給休暇の完全消化及び年次有給休暇の計画的付与により、全職員が公平に休暇を取得できるよう所属長に説明する。  
…年度初めに一斉付与することにより有休残の管理を分かりやすくしている。70%以上達成に必要な取得日数を取得日数と合わせて管理できるようにする。
- ・ 令和 7 年 10 月（以降毎年 10 月）  
…上半期の有休取得状況を確認して、進捗状況が遅れている部署に対して取得目標達成できる勤務計画を再検討してもらう。

## 医療法人社団 新生会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

計画策定日：令和 7 年 3 月 31 日

女性職員が更に能力を高めつつ継続就業できるよう、また男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指して、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：男性職員の育児休業取得率を 100%にする。  
女性職員の育児休業取得率 100%を維持する。

### <対策>

・令和 7 年 4 月～6 月

…男性職員が育児休業を取得することができることを令和 7 年 4 月からの法改正の内容も含めて院内に周知する。

・都度

…届出のあった対象職員に対して個別に制度を説明して意向を確認し、また所属部署の所属長にも別に説明をして取得できるよう業務調整を求める。